

令和2年度 第3回 防府市地域福祉推進協議会 11月20日(金)

第三次防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画 (素案)

差し替えページ

P12 圏域と目指す地域福祉の設定

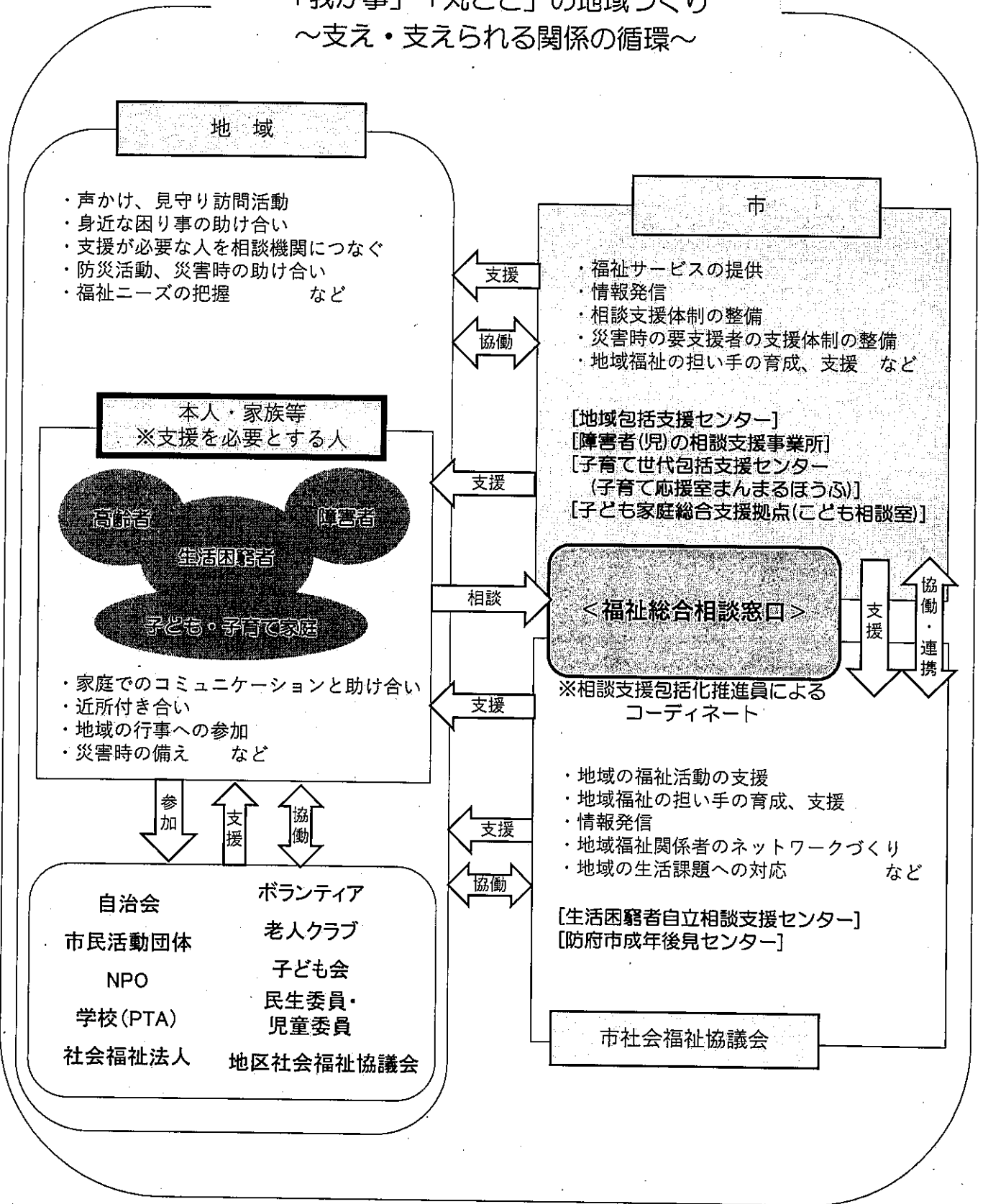
P39 I 1 (2)福祉活動への参加促進

P71～73 II 4 (1)権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進
※P73 は追加ページ

P83(新 P84) III 1 (1)社会福祉協議会の基盤強化

< 目指す地域福祉のイメージ >

「我が事」「丸ごと」の地域づくり
 ～支え・支えられる関係の循環～

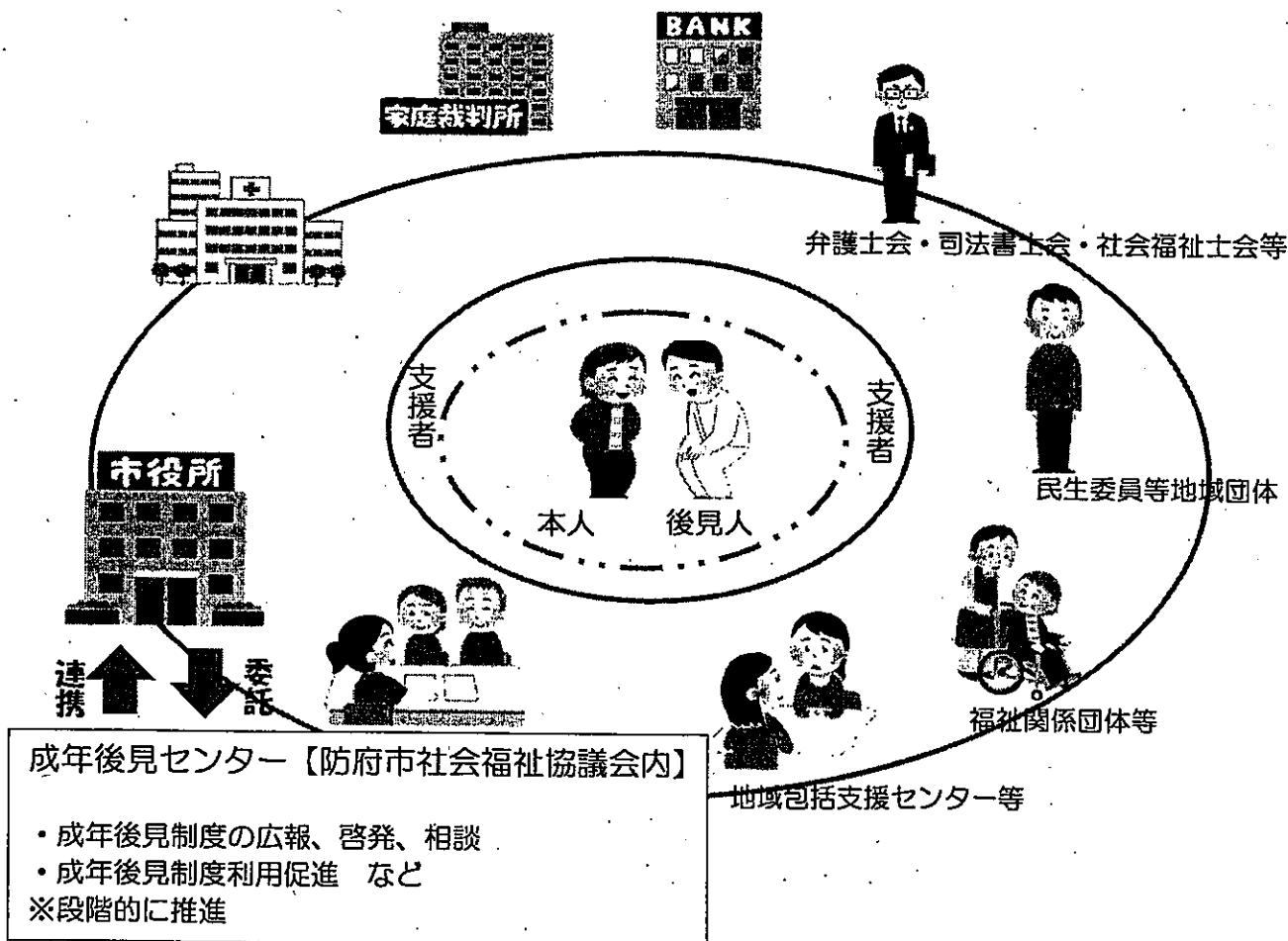


- 市社会福祉協議会と連携して、地域福祉の^{*}出前講座の実施や福祉に関する講座等を開催します。
- 福祉活動（市民一斉清掃や防府読売マラソン大会ボランティアスタッフ等）の広報を行い、参加を促します。
- 地域福祉への関心の喚起も視野に入れ、ふるさと納税等の多様な財源確保について、研究していきます。

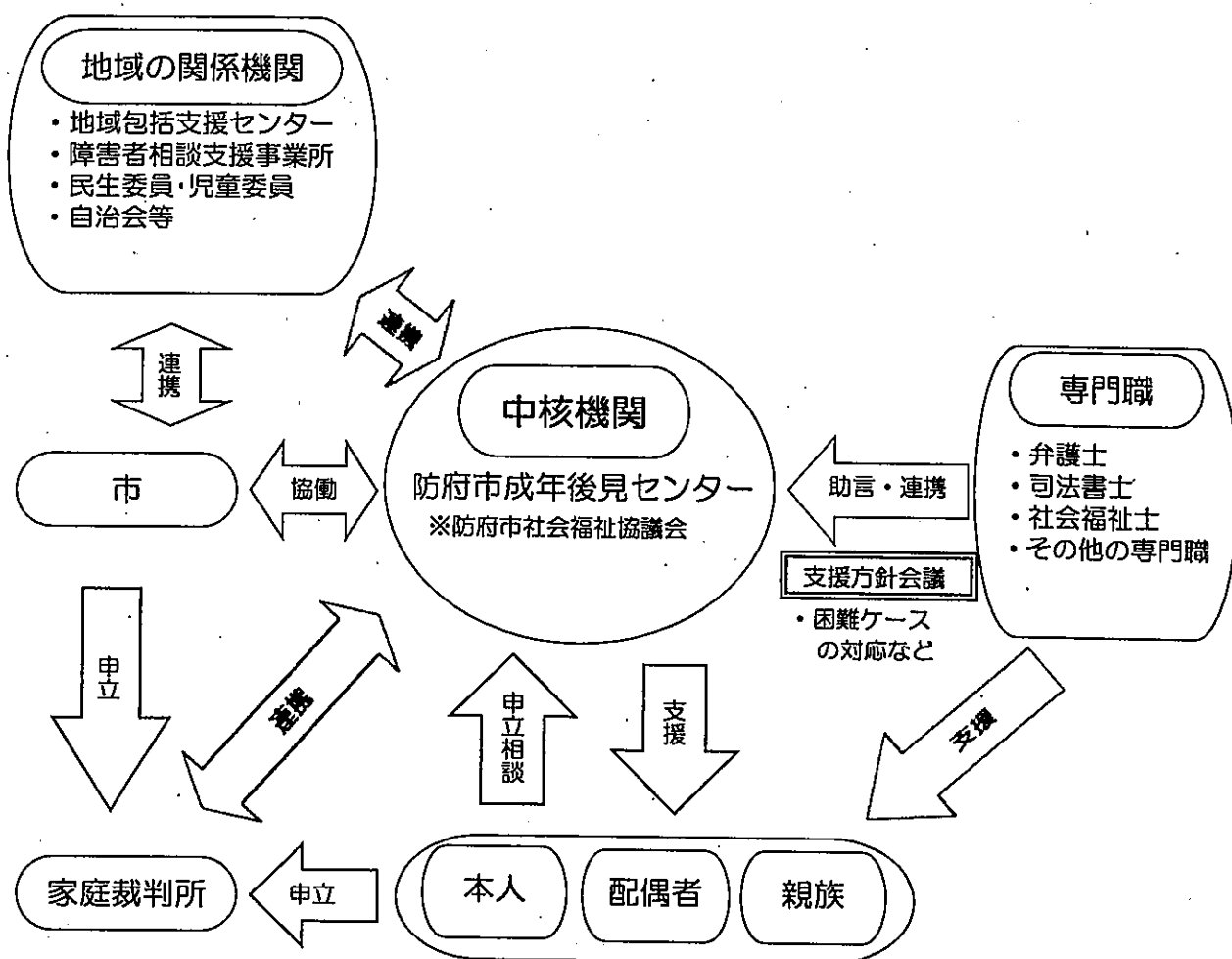
市社会福祉協議会		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 防府市成年後見センターとして、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度に関する相談窓口として制度の広報や相談対応を行っていきます。 ○ 円滑な地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度の実施を図るため、体制の整備や専門員、生活支援員等の資質向上に取り組みます。 ○ 利用者のニーズに対応できるよう、支援者や福祉関係者へ事業や制度の周知を図ります。 ○ 判断能力を有しながらも福祉サービスを適切に利用できていない人に対して、コミュニティ・ソーシャル・ワーカー等によるアウトリーチにより地域福祉権利擁護事業の利用促進を図ります。 ○ 必要とする人に対して、法人成年後見が受任できるように体制を充実させます。 		
取 組	内 容	
地域福祉権利擁護事業	軽度の認知症高齢者や知的障害、精神障害等により理解力や判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行います。	
成年後見制度の利用支援	地域連携ネットワークにおける中核機関の機能として、広報、相談、利用促進、後見人等の支援を段階的に取り組みます。	
法人成年後見人の受任	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、後見人による後見を受けられず、経済的な事情から後見人を得られない人のために、社会福祉協議会が法人として成年後見人となり、身上保護を中心とした後見活動を行います。	
市		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、相談機能及び必要な会議のコーディネートや運営を行う機関として、市社会福祉協議会に「防府市成年後見センター」を地域連携ネットワークにおける中核機関として設置します。 ○ 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の普及啓発に努めます。 ○ 市社会福祉協議会の法人成年後見受任体制を支援します。 		
取 組	内 容	担当課
地域福祉権利擁護事業の支援	軽度の認知症や知的障害、精神障害等により理解力や判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業を推進します。	高齢福祉課 障害福祉課 社会福祉課

<p>成年後見制度の利用 支援</p>	<p>成年後見制度支援体制を構築します。 成年後見センターの協議会において、成年 後見制度利用促進の進捗状況についての 管理を行います。</p>	<p>高齢福祉課 障害福祉課 社会福祉課</p>
<p>成年後見制度市長申 立の実施</p>	<p>判断能力が不十分な人の権利を擁護する ため、申し立てを行う親族がいない等の理 由により制度を利用できない人を対象に 市長申立を行います。 また、成年後見人等の報酬の支払いが困難 な人に対して助成を行います。</p>	<p>高齢福祉課 障害福祉課 社会福祉課</p>
<p>市民後見人の養成・ 支援</p>	<p>判断能力が不十分な人の権利を擁護する ため、地域の身近な存在として市民が後見 活動を行う「市民後見人」について、養成 及び支援を行います。</p>	<p>高齢福祉課 障害福祉課 社会福祉課</p>

・地域連携ネットワークのイメージ



・成年後見制度利用促進（相談～申立段階）の連携体制のイメージ



- 各地域で策定された「小地域福祉活動計画」に基づいた活動の継続支援を実施します。
- 組織体制の整備を図るとともに財源の確保に努めます。
- 行政や民間福祉団体等との連携強化に努めます。
- 地域づくりのための自主財源確保として赤い羽根共同募金によるテーマ型募金を始め、公益的な取組やクラウドファンディング等の新たな財源確保について研究します。

市

- 地域福祉ネットワークの中心的存在としての社会福祉協議会の活動を支援します。
- 運営費等の助成により、市社会福祉協議会の財政基盤の強化を支援します。
- 市社会福祉協議会との連携体制の強化を図ります。
- 地区社会福祉協議会の研修会等の開催を支援します。
- 地区社会福祉協議会の活動のPRに協力します。